

○農林水産省告示第七十三号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第五条において準用する同法第三條第一項の規定に基づき、炭酸飲料の日本農林規格（昭和三十九年農林省告示第五百六十七号）（JAS 〇五六七）の一部を次のように改正し、同法第七條第一項の規定に基づき、公示し、令和六年二月二十五日から施行する。

農林水産大臣 坂本 哲志
（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）
○農林水産省告示第七十四号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十五条（同令第五十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、炭酸飲料についての取扱業者の認証の技術的基準（平成十二年農林水産省告示第十二百四十四号）の一部を次のように改正し、令和六年二月二十五日から施行する。

農林水産大臣 坂本 哲志

（次のよう）は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）
○経済産業省告示第七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二條第五項第二号の規定に基づき、同号の事業活動の制限を次のように指定し、同号の事由を次のように定める。

令和六年一月二十六日
経済産業大臣 齋藤 健

1 事業活動の制限

令和五年十二月二十日にダイハツ工業株式会社が公表した同社の型式指定申請における不正行為に伴い同社及びダイハツ九州株式会社と同日以降実施している生産活動の制限

2 事由

ダイハツ工業株式会社又はダイハツ九州株式会社と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、これらの者の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業業者の、1の事業活動の制限が開始された日以降のいづれか一月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年同月比十パーセント以上であり、かつ、その後の二

月を含む三月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年同期比十パーセント以上であること
3 指定期間
令和五年十二月二十日から令和六年十二月十九日まで

○国土交通省告示第三十九号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二條の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六條第一項の規定により、当該土地において、令和六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一條及び第四條第一項の規定に基づき、告示する。

令和六年一月二十六日
国土交通大臣 齋藤 鉄夫
一 砂防法第二條の土地に係る河川の名称
蟹沢
二 砂防法第二條の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳
二番一四 一号、二号、十六号から十九号まで及び四十四号から四十七号まで
二番一 三号から十五号まで及び四十八号から五十一号まで
二番一二 二十号から四十三号まで

○国土交通省告示第四十号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二條の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六條第一項の規定により、当該土地において、令和六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一條及び第四條第一項の規定に基づき、告示する。

令和六年一月二十六日
国土交通大臣 齋藤 鉄夫
一 砂防法第二條の土地に係る河川の名称
片倉沢
二 砂防法第二條の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を平成二十八年国土交通省告示第九百四十五号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳
二番一七 一号から十九号まで及び二十八号から三十号まで
二番二一 二十号から二十七号まで

○国土交通省告示第四十一号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二條の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六條第一項の規定により、当該土地において、令和六年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一條及び第四條第一項の規定に基づき、告示する。

令和六年一月二十六日
国土交通大臣 齋藤 鉄夫
一 砂防法第二條の土地に係る河川の名称
字沢
二 砂防法第二條の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から四十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山形県西村山郡西川町大字大井沢
字下平 二二一五番一 一号から十三号まで
字開木沢 二二一三番 十四号から二十七号まで
字山ノ下 二二五三番一三 二十八号及び二十九号
二二五三番九 三十号から三十六号まで及び四十八号及び四十九号
三十七号から三十九号まで
四十号から四十七号まで

○国土交通省告示第四十二号
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二條の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六條第一項の規定により、当該土地のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和六年一月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和六年一月二十六日
関東地方整備局長 藤巻 浩之
図面縦覧場所
宮国道事務所

○関東地方整備局告示第十六号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定に基づき、告示する。

山形県鶴岡市大鳥
字繁岡 一七五番一 一号及び二号
一七三番 三号から十号まで
一九八番六 十一号
二六四番四 十二号及び十三号
二六四番一 十四号
一九八番一 十五号から二十六号まで及び三十九号から四十九号まで
二〇〇番 五十号から五十二号まで
二〇一番 五十三号から五十六号まで及び五十九号から六十一号まで
二〇三番一 五十七号及び五十八号
一七二番 六十二号及び六十三号
一七〇番 六十四号及び六十五号
一七〇番二 六十六号及び六十七号
一七五番一 六十八号から七十号まで
地先道路敷
二六番三 二十七号及び三十六号
二八番六 二十八号
二八番九 二十九号から三十五号まで
二六番五 三十七号及び三十八号

○関東地方整備局告示第十六号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第二項の規定に基づき、告示する。

熊谷市石原字正天五六八三番六から同市石原字正天五九九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）
供用開始の期日 令和六年一月二十六日

熊谷市石原字正天五六八三番六から同市石原字正天五九九番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

供用開始の期日 令和六年一月二十六日